

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年11月22日 (金) 午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第84号	湖西市壺きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定について
日程第 4	議案第85号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について
日程第 5	議案第86号	湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について
日程第 6	議案第87号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第 7	議案第88号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
日程第 8	議案第89号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9	議案第90号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第91号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第92号	湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第93号	湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第94号	湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第14	議案第95号	市有地の処分について
日程第15	議案第96号	市道の路線の認定について
日程第16	議案第97号	市道の路線の廃止について
日程第17	議案第98号	市道の路線の変更について
日程第18	議案第99号	令和元年度湖西市一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第19	議案第100号	令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第20	議案第101号	令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第21	議案第102号	令和元年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第22	議案第103号	令和元年度湖西市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年12月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。12月定例会に市長から提出されました議案は20件でございます。その内容は条例の廃止1件、条例制定2件、条例の一部改正8件、令和元年度補正予算5件、その他4件でございます。

9月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 皆様改めまして、おはようございます。本日から令和元年12月湖西市議会定例会が開催されるに当たりまして、前回9月議会以降の新たな取り組みの御報告を初め、御挨拶をさせていただきます。

秋もすっかり深まってきたといいますか、本当に朝晩すっかり冷え込むようになってまいりました。先月になりますけれども、10月には台風や豪雨など、災害が続きました。この湖西市におきましては、幸いにもといいますか、人命にかかわるような大きな被害はありませんでしたが、しかしながら静岡県内でも伊豆地方では河川の氾濫や停電、断水などが発生し、また千葉県や東北地方など、日本全体で見れば各地で大きな被害が出ております。被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い日常の暮らしへの復旧を願う次第でございます。

今回の災害におきましては、全国の各地において、

例えば避難場所におけるプライバシーの確保でありますとか、受け入れの体制、こういった避難場所の運営に関する新たな課題も生じ、報道などでもされたところではあります。湖西市においても、これは同様の課題として考えられるところでもあります。

また、台風ではありませんけれども、南海トラフ地震の臨時情報が発表された場合の事前避難の対応など、こういった新たな課題も浮かんできております。

いずれも、もちろん人命を最優先としつつ、全てを一気にということはできなくとも、万が一の事態に備えて、平時から地域の方々のさまざまなニーズに行政としてもお応えができるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えています。

また、先月は豊田佐吉翁の命日である10月30日、秋晴れのもとで第56回の豊田佐吉翁顕彰祭を鷺津中学校において開催をさせていただきました。豊田章男社長御夫妻を初め、豊田家の皆様、鈴木修会長や市議の皆様初め、多くの御来賓の皆様にも御列席をいただき、まことにありがとうございました。

豊田章男社長の御挨拶の中にもありました、「何が正解かはわからない時代。失敗を恐れずに、まずやってみる。たくさん挑戦をして、工夫を重ねる」といった、常に時流に先んじる佐吉翁のチャレンジ精神を、私たちも引き継いでいかねばならないと決意を新たにしたところでございます。

次に、安全安心の観点からのCSF、いわゆる豚コレラの防疫対策であります。御案内のとおり、湖西市内では静岡県内第1位である、約2万7,000頭の豚を飼育しており、湖西市におきましても、今月11月5日から各豚舎において、豚へのワクチン接種を、県の皆様、そして市役所の職員も、産業振興課初め大勢の職員の皆様に動員し御協力をいただいて、13日には対象となる全ての豚、約2万3,000頭への接種を完了いたしました。

きのう、11月21日までの時点において、静岡県内では野生イノシシ13頭の陽性反応が確認をされているほか、愛知県におきましては今回のワクチン接種対象外である子豚の感染も確認がされたところではあります。

こういったことから、長期戦になるとの事業者や

関係者の皆様のお話からも、一昨日行われた県の西部地域サミットの場においても、今後のワクチン接種や、引き続き消毒の徹底、野生イノシシの侵入防止策など、防疫対策につきまして、県などによる財政支援措置をお願い申し上げ、前向きな回答をいただいたところです。何よりも、一日も早い収束によって、皆様がおいしい豚肉を引き続き安心して味わえるとともに、次に述べる今般取り組みを強化した臭気対策と合わせて、畜産振興と湖西市への定住の促進を並行して進めてまいります。

それでは次に、市民臭気モニターにつきまして、以前にこの市議会の場でも御提案をいただき、今年11月1日から市内の全域におきまして、公募などによる個人や会社、14者の皆さんによる市民臭気モニター制度を開始いたしました。内容としましては、1日3回、自宅や職場において、臭気、においを調査し、においを感じたときには、調査の時刻や天候、風向き、風の強さやにおいの種類、においの強さなどを御報告いただくものでございます。

得られたデータをもとに、従来から行っている市の職員のモニタリングなどとあわせ、臭気、においの拡散状況やそのときの気象条件、時間帯を把握し、豚舎の密閉化の改善、臭気指数の見直しなど、今後の臭気対策、定住促進に、有効に活用してまいります。

続きまして、子供たちからお年寄りまで全ての世代にとって重要となる公共交通の利便性向上に関し、車を運転しなくても通院や買い物が便利にできるよう、次世代型の公共交通も必要になってきます。デマンド型の乗り合いタクシーにつき、従来からの白須賀地区で、おかげさまで利用率も向上していることから、今年11月1日から、市内の北部地区においてもデマンド型の乗り合いタクシーの実証実験を開始いたしました。今後、本格運行により市内全域に拡大をすべく、乗り合い率のさらなる向上のインセンティブなど、実証実験により改善を図っていきたいと考えております。

また同じく今年11月20日には、モネ・テクノロジー株式会社との連携による、企業のシャトルバスと公共交通のコラボレーションについて、企業の皆様

と具体的な意見交換を始めさせていただきました。当日には、企業のシャトルバスをお持ちの方々など、9社の御参加をいただき、前向きな御意見をいただきましたので、これから協議会を立ち上げて、来年度から実証実験を始められたらと思っております。企業や行政など多数の関係機関が連携をした取り組みを進めることで、次世代型の公共交通網を構築し、例えば運転免許証を返納された方でも、安心して病院や買い物に行けるような、移動等の利便性を向上していきたいと考えております。

また次に、地域医療につきまして、湖西病院において、先般、広報こさい等でも御紹介をさせていただきましたけれども、10月から大貫副院長という新たな外科のドクターを増員させていただくことができました。9月議会におきましては、質疑の中で、助産所の開設などの構想もお話をさせていただき、それ以降、助産師の方でありますとか、子育て世代、また出産を控えた方々などからも、期待を込めて前向きなお話を多数いただきました。まだまだ構想段階ではありますが、大貫副院長初め、皆様の御知見や人脈なども生かさせていただきながら、市内での分娩が何とか可能となるよう、また産前産後の検診なども、今よりもよくなるような新たな取り組みを進めてまいります。

またそんな中で、9月には厚生労働省から地域医療構想に関し、病院の統合や再編に関する発表が唐突にありましたが、そこには現在湖西病院が新たに取り組みを始めた地域包括ケア病床や診療科目の見直しなどの取り組みが全く反映されてはおりません。湖西病院に限らず、県内や全国的にも反発が強まっており、湖西病院の統合や再編は現時点では全く予定しておりません。何よりも、市民の皆様が安心して医療を受けられることを第一に、この市内の開業医さんから、また湖西病院よりもより高度な急性期の病院まで、ほかの医療機関とも連携を深め、さらには病院事業管理者や経営戦略監といった経営のプロ、また病院職員の皆様とも意見交換を重ねながら、急性期から回復期医療へと、こういった地域のニーズに合った形態に転換をしつつ、同時に経営の改善を図っていく所存です。

続きまして、観光・シティプロモーションに関し、年間130万人を超える新所原駅の利用者の皆様に向けて、湖西市の魅力や各種イベントなどの情報発信を目的として、11月12日からデジタルサイネージ、日本語訳がなかなか難しいんですけども、いわゆる電子看板の運用を開始いたしました。デジタルサイネージは2基あり、動画、静止画の配信をさせていただいております。毎月2回、データを更新する予定であり、今後は市役所以外からも、例えば毎週、湖西市の魅力やイベントを発信して下さっているケーブルテレビのウインディさんとか、そういった外部の方々などからもコンテンツをいただければと思っており、市外や県外からの通勤者や、湖西連峰などへの来訪者の方々に対して、湖西市のさらなる魅力発信、知名度の向上、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

さて、令和3年度からスタートする第6次湖西市総合計画の策定に向けても、各界の有識者の方々に委員に御就任をいただき、11月11日に第1回目の審議会を開催いたしました。大学生から市内企業、また多文化共生に資するため、外国にルーツをお持ちの方など、多彩な顔ぶれとなっております。来年の10月まで計6回開催をする予定であり、「職住近接」をキーワードに、人口減少を克服し、湖西市の持続可能な発展に向けて、そういった総合計画となるよう、具体的な道しるべとして、活発な御議論をいただきたいと考えています。

また、年末を控えて、来年度、令和2年度の予算編成も佳境に入っていきます。先ほど申し上げた防災、公共交通、臭気対策、さらには子育て支援、例えば新たな奨学金の返還支援制度など、さまざまな施策において、全てが職住近接、湖西市に住んで、働いていただけるような、昼夜間人口の差の解消を目指して、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

市議の皆様方におかれましては、さらなる市民生活の向上、市の持続可能な発展につなげることができるよう、建設的かつ前向きな御提案や御議論を深めていただければと思っております。

今回の12月議会に提案をさせていただきます案件

は、先ほども説明がありましたが、条例や補正予算など20件となっております。後ほど提案理由説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 挨拶は終わりました。

---

午前10時17分 開議

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

○議長（加藤弘己） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に10番 佐原佳美さん、11番 吉田建二君を指名いたします。

---

○議長（加藤弘己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から12月18日までの27日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に休会日についてお諮りいたします。11月23日から12月1日まで、12月5日から10日まで、12日から17日までは、議案調査のため休会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第84号 湖西市壺きゅう自動車使用条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第84号につきまして御説明を申し上げます。

今回の廃止は、霊柩車業務が既に民間で実施している業務で、民間にお任せができる事業であること、また、市の車両の老朽化が進み、故障などにより運行不能になる事態が想定されることから、令和2年3月末をもって業務を廃止するため、条例を廃止するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第85号につきまして御説明を申し上げます。

非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されるため、会計年度任用職員の給与等を規定する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

議案書の6ページから11ページをごらんください。

それでは、第1条から順に御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨を規定するものであります。

第2条は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与の種類を規定するものであります。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料を規定するものであります。給料については、一般職常勤職員の給料表を適用することとし、職種ごとの職務の級及び号給については規則で基準を定めます。

第4条から第6条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法、給与の減額、通勤手当等を規定するものであり、それぞれ一般職常勤職員の例によるものであります。

第7条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を規定するものであります。基本的には一般職常勤職員に支給する期末手当と同様のものとなりますが、任期の定めが6カ月以上のものが支給の対象となるように規定するものであります。

第8条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額を規定するものであります。

第9条は、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する基本額以外の報酬を規定するものであります。パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職常勤職員に対して支給する特殊勤務手当等に相当する額を報酬として支給することとなります。

第10条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を規定するものであります。原則、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の規定を準用しますが、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者が支給の対象となるように規定するものであります。

第11条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法を規定するものであります。

第12条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額を規定するものであります。

第13条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について規定するものであります。

第14条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償を規定するものであります。

第15条は、パートタイム会計年度任用職員の出張にかかる費用弁償を規定するものであります。

第16条は、会計年度任用職員が休職となった場合における給与について規定するものであります。

第17条は、会計年度任用職員に対し給与を支給する際において、その給与から控除することができるものを規定するものであります。

第18条は、規則への委任規定であります。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、期末手当における任期通算に関する規定を令和3年度から適用させるための規定であります。以上で説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第86号 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第86号につきまして御説明を申し上げます。

受益と負担の公平性を保ちながら下水道の整備を進めていくため、公共下水道により下水を排水できるようになった区域内の土地の権利者から受益者負担金を徴収しておりますが、市が整備を予定する事業計画区域の外の土地からの下水道接続者に対しては、制度上、受益者負担金を徴収することができません。

そこで、受益者負担金制度の公平性を確保する必要性から、事業計画区域外の下水道接続者より受益者負担金と同等額の分担金を徴収するため、地方自治法第224条の規定に基づき本条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては環境部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 環境部長に補足説明を求めます。環境部長。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） 補足説明をさせていただきます。

条例第1条は、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金条例を制定するという趣旨を定めるものであります。

第2条は、条例中で使用される特定の意味を持った用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、分担金の金額の算出方法を定めるものであります。

第4条は、分担金の賦課の方法及び徴収方法について定めるものであります。

第5条は、分担金を免除することができる場合について定めるものでございます。

第6条は、条例の施行に当たり、申請様式等の補充的事項を条例施行規則で定めることを規定するものであります。

附則は、施行期日を公布の日とすることを定めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第87号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第87号につきまして御説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されるため、関係する7つの条例を一括で改正するものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めま

す。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

議案書の14ページから20ページをごらんください。参考資料は6ページからとなります。

この整備条例は、7つの条例を一括して改正するものでありますので、条例ごとに改正の内容を御説明いたします。

まず、第1条の「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

会計年度任用職員については、任期が一会計年度内に限られるため、休職の期間を「任命権者が定める任期の範囲内」とする規定を第4項として追加するとともに、字句の整理を行うものであります。

次に、第2条の「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

パートタイム会計年度任用職員に対しては、給料ではなく、報酬が支給されることとなるため、減給に関する条文にその旨を明記する改正であります。

次に、第3条の「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

地方公務員法の改正により、一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員と再任用短時間勤務職員とに区分されることとなります。このうち、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、別に規則で基準を定めることとなりますので、その旨を規定するよう改正するものであります。なお、再任用短時間勤務職員については、これまでと同様にこの条例が適用されます。

また、臨時の職員については一般職常勤職員が欠けた場合における任用に限定されることとなり、一般職常勤職員と同様の勤務時間、休暇等になるため、その基準を別に規則で定めるのではなく、この条例が適用されるように第23条から除くよう改正するものであります。

次に、第4条の「湖西市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

この条例につきましては、複数の改正をしておりますが、会計年度任用職員制度の創設に係る部分は、第7条、第8条及び第18条の改正であり、これら以外の改正につきましては、従来、非常勤職員には認めていなかった育児休業、部分休業を令和2年度以降においては認めるものとする改正であります。

それでは順に御説明いたします。

第1条の改正は、どの規定を準用するかを明確にするものであります。

第2条の改正は、非常勤職員に育児休業を認めるとした場合において、例外として育児休業をすることができない非常勤職員を定めるものであります。

新たに追加する第2条の3の規定は、非常勤職員が育児休業をすることができる期間を、対象となる子が1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間において定めるものであります。

新たに追加する第2条の4の規定は、対象となる子の養育の事情を考慮して例外的に2歳に達する日までの期間において育児休業することができる場合を定めるものであります。

第3条第6号は、既に育児休業をしたことがある職員が同一の子に対し、再度育児休業することができる特別の場合を定める規定であります。育児休業の終了時に予測することができなかった事実を追加するものであります。

新たに追加する第3条第7号及び第8号は、非常勤職員における特別の場合を定めるものであります。

第4条の改正は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める規定であります。育児休業の終了時に予測することができなかった事実を追加するものであります。

第7条の改正は、育児休業している会計年度任用職員には、期末手当を支給しないとするものであります。

第8条の改正は、育児休業からの復帰後における号給の調整を、会計年度任用職員については行わないとするものであります。

第10条第2号の改正は、条ずれを解消するものであります。

第10条第7号は、育児短時間勤務の終了の日の翌

日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を定める規定がありますが、育児休業の終了時に予測することができなかった事実を追加するものであります。

第11条第1号の改正は、変則的な勤務形態にもこの規定を適用することができるようにするものであります。

第11条第2号の改正については、号の細分として使用しているイ及びロを市の条例において通常使用するア及びイに直すもので、内容に変更はありません。

第16条の改正は、非常勤職員に部分休業を認めるとした場合において、例外として部分休業をすることができない非常勤職員を定めるものであります。

第17条第1項及び第2項の改正は、一般職常勤職員と非常勤職員とでは勤務時間等が異なることから、それを明記するものであります。

新たに追加する第17条第3項は、非常勤職員が部分休業をする場合の上限の時間を定めるものであります。

第18条は、部分休業している職員の給与の減額に関する規定となりますが、パートタイム会計年度任用職員については、給与ではなく報酬が支給されること、また勤務1時間当たりの報酬額の算定については湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき行うようになるため、それらを明記する改正であります。

次に、第5条の「湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員については、公表の対象とされているため、その旨を明記する改正であります。

次に、第6条の「湖西市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」の一部改正について御説明いたします。

地方公務員法の改正に伴う条項ずれを解消するとともに、あわせて字句の整理をするものであります。

最後に、第7条の「湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正

について御説明いたします。

地方公務員法が改正され、特別職の任用については、「専門的な知識経験等を有する者がつく職であって、当該知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う職」に限定されることとなり、その条件に当てはまらない家庭児童相談員及び社会教育指導員については、会計年度任用職員に移行となるため、別表から削るものであります。

附則は、この条例の施行期日の規定で令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第88号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第88号につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることにより、地方自治法に条ずれが生じるため、条ずれが生じる地方自治法の条項を引用している湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例、湖西市水道事業の設置等に関する条例及び湖西市病院事業の設置等に関する条例の3つの条例について、それぞれ条ずれを解消する改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第89号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9 議案第90号 湖西市特別職



の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第10 議案第91号湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての3件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第89号から議案第91号までの3議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

令和元年8月7日、人事院は、民間給与との較差を考慮し、本年分の月例給及び勤勉手当の引き上げを勧告いたしました。

具体的な内容としましては、俸給表水準を平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当を年間0.05月分引き上げるといふものでございます。

本市におきましても、情勢適応の原則に基づき、職員の給料及び諸手当、市三役の期末手当につきまして、今回の人事院勧告に係る国の取り扱いに準じた改正を行おうとするものでございます。

また、議員の皆様の期末手当は国家公務員指定職の支給率に準じて支給をしており、人事院勧告において当該支給率に0.05月分の引き上げがあったため、これに準じた改正を行おうとするものでございます。

なお、湖西市職員の給与に関する条例につきましては、人事院勧告に基づく給与等の改正のほか、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により創設をされる会計年度任用職員制度に関する改正、その他所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

ます。

それでは、議案第89号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから御説明いたします。議案書の23ページから34ページをごらんいただきたいと思っております。参考資料につきましては25ページからとなります。

まず、第1条の一部改正であります。第21条の改正は12月支給分の勤勉手当の引き上げでありまして、勤勉手当を0.05月分引き上げるものであります。

別表の改正は、行政職給料表（1）につきまして、初任給を1,500円引き上げるなど、平均0.1%引き上げ、医療職給料表（3）につきましても、行政職給料表（1）との均衡を考慮して引き上げるものであります。

次に、第2条の一部改正であります。第21条の改正は、令和2年6月以降の勤勉手当につきまして、第1条の一部改正から、6月支給分を0.025月分引き上げ、12月支給分を0.025月分引き下げるものであります。

最後に、第3条の一部改正であります。第5条の2及び第7条の改正は、現行の第5条の2の内容をそのまま新たに第7条として規定するものであります。この改正を行うことにより、現行の第5条と第6条の共通の見出しが（給料その他の支給）となり、条文の内容をあらわす見出しとして正しい形となります。

第20条の2の改正は、地方公務員法の改正に伴うものであります。

地方公務員法第16条第1号は、職員の欠格条項として、成年被後見人及び被保佐人が規定されておりましたが、今回の改正により削られることとなりますので、この条例からも削るものであります。

第25条の2の改正は、会計年度任用職員制度に関するものであります。

地方公務員法の改正により、一般職非常勤職員は会計年度任用職員と再任用短時間勤務職員とに区分されることとなります。このうち、会計年度任用職員の給与については別に条例で定めることとなりますので、その旨を規定する改正であります。

なお、再任用短時間勤務職員については、これま

でと同様にこの条例が適用されます。

また、臨時の職員については、一般職常勤職員が欠けた場合における任用に限定されることとなり、一般職常勤職員と同様の給与が支給されることとなるため、この条例が適用されるように第25条の2から除くものであります。

また、附則であります。第1項は本条例の施行日を原則公布の日からとし、第2条の規定及び第3条の規定のうち会計年度任用職員に関する規定については、令和2年4月1日から施行するものであります。

なお、第3条の規定のうち成年被後見人等に関する改正規定については、法律の施行日に合わせ、令和元年12月14日から施行するものであります。

第2項は、本条例の第1条の適用日について、給料表の改正は平成31年4月1日とし、勤勉手当の改正は令和元年12月1日とするものであります。

第3項は、本条例適用前に支給した給与は本条例適用後の給与の内払いとするものであります。

次に、議案第90号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書の35ページから36ページをごらんいただきたいと思えます。参考資料は29ページからとなります。

第1条は、市長、副市長及び教育長の本年12月支給分の期末手当を0.05月分引き上げる改正であります。

第2条は、市長、副市長及び教育長の令和2年以降の期末手当について、第1条の一部改正から6月支給分を0.025月分引き上げ、12月支給分を0.025月分引き下げる改定であります。

附則は、第1条を令和元年12月1日から適用し、第2条を令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第91号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書の37ページから38ページをごらんください。参考資料は30ページからとなります。

第1条は、議員の本年12月支給分の期末手当を0.05月分引き上げる改正であります。

第2条は、議員の令和2年以降の期末手当について、第1条の一部改正から6月支給分を0.025月分引き上げ、12月支給分を0.025月分引き下げる改定であります。

附則は、第1条を令和元年12月1日から適用し、第2条を令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第92号 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第92号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正をされたことに伴い、これを踏まえ、選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬額の改正を行い、公布の日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第93号 湖西市交通遺児等福祉事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第93号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、交通遺児等の福祉の向上のため活用しております湖西市交通遺児等福祉事業基金を、交通事故の防止対策にも活用できるようにするものでございます。

現在の基金残高は4,453万8,916円で、例年、各種の団体から50万円ほどの寄附をいただき、基金に積み立てをしております。また、湖西市交通遺児等福祉手当を2世帯お二人に支給をし、基金を福祉の向上のため役立てているところでございます。

近年、自動車の安全性能の向上により、交通遺児等となる子供は減少傾向にあります。一方、全国ではドライバーの運転操作の誤り等により、不幸にも子供から大人まで巻き込まれるという痛ましい事故が発生しているという状況がございます。

そこで、本基金をより有効に活用するため、引き続き福祉手当の支給を行うとともに、悲惨な事故により交通遺児等となってしまう方を生み出さないよう、交通事故の防止対策にも基金を活用できるようにし、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、寄附をいただいている団体の皆様に対しましては、数年前から基金の現状と活用につきまして、見直しの御説明を行い、同意をいただいておりますことを申し添えます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第94号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第94号につきまして御説

明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が令和元年6月7日に公布され、令和元年8月1日に施行されました。

これにより災害援護資金貸付における償還金支払いについて、市がその猶予または免除をする際は、借り受け人及びその保証人に対して資産状況に関する報告を求めることが可能となりました。

そこで、この旨を条例に新たに規定をするものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩いたします。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第14 議案第95号 市有地の処分についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第95号につきまして御説明を申し上げます。

本案は、現在、市が普通財産として所有している土地を、公募型プロポーザル方式による公売にて処分を行うものでございます。

お手元の参考資料37ページから38ページをごらんいただければと思います。

今回処分をしようとする土地は、湖西市岡崎1568番ほか24筆で、売却面積は6万7,847平方メートルでございます。

売却価格は1億4,926万3,400円で、湖西市に本社のあるユニクラフトナグラ株式会社から、工場の集

約移転のため土地を取得したいという事業提案書の提出を受け、湖西市市有財産買受人審査委員会で提案内容について審査の結果、買い受け人として適切であると認められましたので、売却をしようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第96号 市道の路線の認定について、日程第16 議案第97号 市道の路線の廃止について及び日程第17 議案第98号 市道の路線の変更についてを一括議題といたします。事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第96号から議案第98号までの3議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、横須賀西向線の新たな認定、横須賀無量寺線及び入出49号線の廃止についてでございます。参考資料の39から41ページをごらんいただければと思います。

横須賀無量寺線は、終点が個人地への行きどまりの進入路となっており、一般公衆の用に供されていない部分について、隣接地主より用途廃止の申請に伴い、売却を行うに当たり、横須賀西向線を新たに認定をし、横須賀無量寺線及び入出49号線を廃止し、路線の再編成を行うものでございます。

次に、鈴木自動車2号線の変更についてでございます。参考資料は42ページをごらんいただければと思います。

終点が個人地への行きどまりの進入路となっており、一部が一般公衆の用に供されていない部分について、隣接地主より用途廃止の申請があったので、売却をするため、路線の変更を行うものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第99号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第99号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,901万3,000円を増額し、総額を216億1,687万6,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容を申し上げますと、市税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債を増額するものでございます。

歳出の主な内容を申し上げます。鷺津駅谷上線整備事業の進捗を図るための事業費、個人番号カード普及促進のための事業費、外国人観光客等に対応するための事業費及び人事院勧告に準じた給与改定等の影響を含めた人件費の増額をするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為の追加、地方債の変更及び繰越明許費の設定を予定しております。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

初めに、第2表債務負担行為補正について御説明いたします。議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度事務機器等リース料追加分として、個人番号カード普及に向けて端末機をリースするものであります。期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は81万6,000円であります。

次に、第3表地方債補正についてであります。

道路整備事業、街路として、鷺津駅谷上線整備事業について、起債の限度額を増額しようとするものであります。

次に、第4表繰越明許費についてであります。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、年度内にその支出が終わらない見込みの都市計画道路大倉戸茶屋松線整備事業について、3億1,872万4,000円を翌年度に繰り越して使用できるよう設定させていただくものであります。

続きまして、第1表の歳入歳出予算補正について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。なお、人件費につきましては、各目での説明を省略させていただき、一括して最後に説明をさせていただきます。

それでは、今度はブルーの表紙になりますが、補正予算に関する説明書、10、11ページをごらんいただきたいと思います。参考資料につきましては45ページからとなります。

2款1項1目一般管理費の車両維持管理経費の補正額は110万円で、公用車の突発的な修繕が多いため、公用車にかかる修繕料を増額するものであります。

12、13ページをごらんください。

11目情報政策費の情報化推進費の補正額は39万3,000円で、個人番号カードの普及促進のため、端末機及びタブレット等にかかる借上料を増額するものであります。

19目支所費の新居支所・新居地域センター管理運営費の補正額は73万2,000円で、新居地域センター東側車庫の軒天でアスベストを含む建材が使用されていることが判明したため、取りかえに要する工事請負費を増額するものであります。

14、15ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民記録事務費の補正額は64万1,000円で、個人番号カードの普及促進のため、臨時職員1名分の賃金を増額し、タブレット等を購入する備品購入費を計上するものであります。

20、21ページをごらんください。

3款1項10目自立支援給付費の補正額は172万円で、平成30年度国庫負担金及び県負担金の精算に伴い返還金を計上するものであります。

22、23ページをごらんください。

2項1目児童福祉総務費の児童手当支給事業費の補正額は14万8,000円で、平成30年度国庫負担金及び県負担金の精算に伴い返還金を計上するものであります。

24、25ページをごらんください。

こども医療給付費の補正額は5,013万1,000円で、こども医療費助成の伸びが想定より大きいため、扶助費を増額するものであります。

2目母子福祉費の母子家庭等自立支援事業費の補正額は36万8,000円で、国庫負担金の精算に伴い、返還金を計上するものであります。

3目保育所費の幼児教育無償化事業費の補正額は111万5,000円の減額で、認可外保育施設等の幼児教育無償化について、支給見込み額の減少が見込まれるため、減額するとともに、支給方法の変更に伴い補助金から扶助費へ組み替えるものであります。

26、27ページをごらんください。

3項1目生活保護費の補正額は297万3,000円で、国庫負担金・補助金の精算及び旅行死亡人取扱費に関する返還金を計上するものであります。

28、29ページをごらんください。

4款1項3目環境衛生費の墓園管理運営費の補正額は47万8,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものであります。

2項1目塵芥処理費の廃棄物処分場管理運営費の補正額は3,485万5,000円で、笠子処分場用地として借地している土地の所有者2名から売却の申し出があったため、土地購入費を増額するものであります。

30、31ページをごらんください。

3項1目環境対策費の環境対策関係経費の補正額は47万8,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものであります。

32、33ページをごらんください。

6款1項3目地域農政総合推進事業費の地域農政関係経費の補正額は44万9,000円で、人・農地プランの実質化に向けて、アンケート調査等を実施する

手数料等を増額するものであります。

34、35ページをごらんください。

7款1項3目観光費の観光振興費の補正額は122万7,000円で、湖西連峰ハイキングマップの増刷にかかる印刷製本費及び外国人観光客等に対応するための翻訳機購入にかかる備品購入費を計上するものであります。

36、37ページをごらんください。

8款2項3目道路新設改良費の道路改良費の補正額は、組み替えのためゼロ円となりますが、大倉戸茶屋松線整備事業における国庫の活用と事業の進捗のため、工事請負費を増額し、土地購入費及び補償金を減額するものであります。

38、39ページをごらんください。

4項2目街路事業費の街路等整備費の補正額は8,810万円で、鷺津駅谷上線整備事業の進捗を図るため、土地購入費及び補償金を増額するものであります。

飛びまして、46、47ページをごらんください。

10款4項1目幼稚園費の白須賀幼稚園管理運営費の補正額20万円、新所幼稚園管理運営費の補正額12万円、知波田幼稚園管理運営費の補正額12万5,000円は、エアコン整備の完了に伴い電気料金の不足が見込まれるため、光熱水費を増額するものであります。

48、49ページをごらんください。

6項6目文化振興費の文化財保護保存費の補正額は24万8,000円で、指定文化財である本興寺本堂及び応賀寺薬師堂の防災設備の故障修理のため、補助金を増額するものであります。

また、新居関所史料館管理運営費の補正額は67万9,000円で、新居関所史料館の浄化槽ブロワの修理のため、修繕料を増額するものであります。

9目図書館費の中央図書館管理運営費の補正額は626万3,000円で、中央図書館の特殊建築物定期点検においてふぐあいが確認された排煙設備等の修理のため、修繕料を計上するものであります。

50、51ページをごらんください。

7項1目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費の補正額は173万9,000円で、みなと運動公園の浄

化槽の修理のため、修繕料を増額するものであります。

最後に人件費についてであります。52ページから54ページをごらんいただきたいと思います。

人件費の補正額は特別職・一般職あわせて696万1,000円で、人事院勧告に準じた給与改定等を踏まえた上で年間支出額を見込み、不足する人件費を増額するものであります。

以上、歳出の補正額は1億9,901万3,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明いたしますので、戻っていただきまして、補正予算に関する説明書、4、5ページをごらんいただきたいと思います。参考資料につきましては、43ページからとなります。

1款2項1目固定資産税の補正額は6,931万6,000円で、今回の補正必要額を増額するものであります。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は121万8,000円で、幼児教育無償化に関する国庫支出金の名称決定により、幼児教育無償化事業費に対する負担金を計上するものであります。

2項2目総務費国庫補助金の補正額は、総務管理費補助金120万円及び戸籍住民基本台帳費補助金64万1,000円をあわせた184万1,000円で、個人番号カード普及に関する事業費に対する補助金100万円を増額し、新たに在留外国人に対する総合窓口の運営費に対する補助金84万1,000円を計上するものであります。

3目民生費国庫補助金の補正額は177万6,000円の減額で、幼児教育無償化に関する国庫支出金の名称決定により、幼児教育無償化事業費に対する補助金を減額するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は4,408万3,000円で、鷺津駅谷上線整備事業の事業費に対する補助金を増額するものであります。

6、7ページをごらんください。

15款1項3目民生費県負担金の補正額は60万9,000円で、幼児教育無償化に関する県支出金の名称決定により、幼児教育無償化事業費に対する負担金を計上するものであります。

2項3目民生費県補助金の補正額は1,161万2,000

円で、幼児教育無償化に関する県支出金の名称決定により、幼児教育無償化事業費に対する補助金88万8,000円を減額し、こども医療費の支給額が増額したことに伴う補助金1,250万円を増額するものであります。

6目農林水産業費県補助金の補正額は44万9,000円で、人・農地プランの実質化に向けた事業費に対する補助金を増額するものであります。

19款1項1目繰越金の補正額は3,458万3,000円で、平成30年度繰越金を増額するものであります。

20款6項2目雑入の補正額は467万8,000円で、平成30年度障害児施設給付費及び生活保護費に係る国庫負担金、県負担金の精算に伴う追加交付額と行旅死亡人取扱費の返還金の計440万4,000円及び平成30年度児童手当に係る国庫負担金の精算に伴う追加交付額27万4,000円を計上するものであります。

8、9ページをごらんください。

21款1項8目土木債の補正額は3,240万円で、鷺津駅谷上線整備事業の事業費に対する市債を増額するものであります。

以上、歳入の補正額は、歳出と同額の1億9,901万3,000円の増額であります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第100号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第100号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ870万6,000円を増額し、総額を43億3,363万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、高額介護サービスの利用者の増加に伴い高額介護サービス費を870万6,000円増額をしようとするものでございます。

補正の財源といたしましては、前年度繰越金870万6,000円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第101号 令和元年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第101号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を116万9,000円減額し、収益的支出総額を13億5,647万円に、また、資本的支出を237万1,000円増額し、資本的支出総額を9億1,177万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に準じた給与改定等を踏まえた上で年間支出額を見込み、不足する人件費を増額するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第21 議案第102号 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第102号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を180万7,000円増額し、総額11億2,942万7,000円に、資本的支出を577万3,000円減額し、総額4億4,716万2,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に準じた給与改定等を踏まえた上で年間支出額を見込み、超過する人件費を減額するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第22 議案第103号 令和元年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第103号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を455万7,000円増額し、総額を36億511万2,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴い人件費の増額を見込もうとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

議案に対する質疑は12月11日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は11月26日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時48分 散会

---